

自動継続据置期間後解約自由定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) 自動継続据置期間後解約自由金定期預金（以下「この預金」という。）は、証書（通帳）記載の最長預入期限に前回と同一の期間の据置期間後解約自由金利型定期預金に自動的に継続します。ただし、継続後のこの預金の元金額が当組合所定の金額以上となる場合にはこの取扱いをいたしません。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続したときはその最長預入期限。以下同様とします。）までにその旨を申出てください。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預入日の1年後の応当日（継続したときはその継続日の1年後の応当日）以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 継続停止の申出があった場合は、最長預入期限以後に利息とともに支払います。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは解約日、ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって6か月複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満 契約時に店頭に掲示する1年以上の利率
 - ② 2年以上3年未満 契約時に店頭に掲示する2年以上の利率
- (2) 継続後の預金についても、前記(1)と同様の方法によります。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金または元金に組入れます。
- (4) 解約をするときのこの預金の利息は、解約する元金とともに支払います。
- (5) 継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。
なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金を自動継続自由金利型定期預金（M型）規定の項目8.（1）により6か月後の応当日前に解約する場合および項目8.（3）（4）により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
- (7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (自動継続自由金利型定期預金（M型）規定の適用)

この規定に定めのない事項については、自動継続自由金利型定期預金（M型）規定によるものとします。

以 上

(令和8年8月現在)